

令和4年度 第2回堺市依存症対策推進懇話会 議事録

- 1) 日時 令和5年3月15日(水) 14時30分～16時
- 2) 場所 堺市立健康福祉プラザ 3階 大研修室
- 3) 出席 伊東弘嗣委員、遠藤晃治委員、小野史絵委員、高野善博委員、
後藤高志委員、坂田良治委員、佐古恵利子委員、ソウマ委員、
滝口直子委員、西谷裕子委員、野田哲朗委員、綿野初美委員
- 堺市健康福祉局健康部
- 4) 事務局 精神保健課(前原、肥塚、林、中島)
こころの健康センター(中西、今津、大上)
- 5) 会議次第 1 開会
2 案件・報告
(1) 第1回懇話会後の調整状況等について 2
(2) 堺市域版OACミニフォーラムについて 5
(3) 次年度の予定等について 6
(4) 意見交換および各機関の取り組み状況について 6

6) 議事等の内容

(1) 第1回懇話会後の調整状況等について

事務局から、資料3-1、3-2について説明があった。

【意見内容等】

〈遠藤委員〉

資料3-2によると、ブリーフ・インターベンションに関する伝達研修がされたとあり、非常に重要な取組みと思われるが、そういった介入を行っている実績はあるか。

〈事務局〉

承知している範囲では、実績はない。

〈遠藤委員〉

早期介入の重要性は国や堺市の計画でもうたわれているところであり、試行的なものであったとしても、始めて行くべきであろうと思う。具体的には、市役所の職域や、保健センター等で行われている特定保健指導で行うことも方法の一つであろう。実績を積んでいくことが必要である。

〈事務局〉

ご指摘のとおり、当市では依存症に至る以前の、危険な飲酒等に対する支援は十分に行えているとは言えない。まずは職員がその方法を学び、周知するための伝達研修を行ったところであり、今後も取り組んでいきたい。

〈高野委員〉

アルコールの治療をしていて感じるのは、早期だと止めやすく、仕事や家族もまだ残っている状況で、回復も早い印象がある。早期に関わることは非常に重要である。市としてシステムティックにされていないと思うが、保健センターでは依存症以前の、アルコールの問題が出始めた段階で相談が始まることもあり、個別的な介入はこれまでもされているようである。それを更に進め、本格的に実施していくことには賛成である。

〈野田座長〉

そのブリーフ・インターベンションの研修とは、講師や受講者はどういったものだったのか。

〈事務局〉

こころの健康センターの職員が、毎年実施されている肥前精神医療センターの研修を受講し、市内の支援者にその内容を伝達したものである。

〈遠藤委員〉

肥前精神医療センターで行っているHAPPYプログラム自体は複雑なところもあるが、その簡易版も出てきているので、ぜひ取り組んでほしい。

〈後藤委員〉

覚醒剤や大麻で保護観察になっている事案の件数について、覚醒剤は若干減っているが、大麻が非常に増えている。保護観察所で行っているプログラムはどちらかと言えば覚醒剤依存やアルコール依存を想定しており、大麻については使用罪が適用されないこともあり、支援の材料に乏しいことが悩ましい状況にある。

若者への啓発は大切だが、難しさを感じる。保護観察所では、保護司会や更生保護女性会等の民間のボランティア団体とも連携しながら、「社会を明るくする運動」を7月を強調月間として行っている。犯罪予防の啓発活動であるが、学校との連携を図った行事も行われている。例えばそのような活動も参考になると思われるし、学校との連携をシステムティックに進められれば良いと思う。

〈野田座長〉

臨床現場では、若者が大麻で逮捕された後、裁判の前に来るケースが多い印象がある。

〈小野委員〉

確かに、若年者が大麻の初犯で捕まり、裁判に向けて弁護士に勧められて親に連れられて受診するが、本人の自覚がないままの受診となり、初回のみで終了するケースが多い。親も、執行猶予が出ると安心して来なくなるのがほとんどである。その中のどれくらいが依存症に移行するかは不明であるが、そうなった時に、「医療機関は嫌なところではなかった」と感じ、自ら訪れることができるようになればという思いを持っている。今の時点で力強く介入することが効果的なのか、迷うところがある。

〈西谷委員〉

私自身の取扱いとしては、大麻の事案は少ないが、弁護活動で担当しているのは40代くらいの覚醒剤が多い。最近では、発達障害や境界知能がベースにあるケースに取り組むようになっていて、10代の時に覚醒剤を使った経験があるため、依存してしまう事案である。

学校との連携には興味がある。学校で教えられていることが効果的な印象がある。学校で「覚醒剤なんかには手を出してはダメ」「危ないものだ」と教えられたことで、ある時期から、若者が覚醒剤に手を出さなくなった印象がある。依存症の問題ではないが、コンビニで店員が小学生のお尻をポンと叩いたところ、その小学生たちが「卑猥な行為」として警察に届けに行き、事件化した、ということがあった。結論としては無罪となり、卑猥な行為ではないとされたが、今までなら警察に行かなかったように思う。行っているということは、おそらく学校等で「プライベートゾーンを触ることは悪いこと」「被害にあったら言いなさい」「警察に行きなさい」と教えられていたのだろう。それくらい、子どもは教えられれば素直に聞くとところがある。小さい頃にちゃんと教えれば、知識がつく。ダメなこと、もしそうなった時に相談すること等を教えていけば、行動すると思う。学校との連携は非常に重要である。

〈小野委員〉

以前の自殺等に関する調査で、依存傾向が若年で出てくる方は、「相談相手がいない」「人に自分の痛みを話すことがない」等の項目と関連が深いという結果であったように思う。この物質の使用が危険であることを伝えるのも重要だが、人とのコミュニケーションの在り方、人に上手く依存していく方法、自尊心を高めるような人との関係の作り方などの教育の重要性が非常に高い。そのことは、若者に発症するゲーム障害や摂食障害の予防という点でも、愛着の問題等を含めて大きいと言われている。危険性を伝えるだけではなく、本質的な予防対策として、人としての在り方、痛みの共有の仕方等のスキル向上について、学校と連携できればと考えている。

〈坂田委員〉

難しいところかもしれないが、「逮捕ありき」よりは、「治療ありき」であろう。

ギャンブルも、ネット社会の中で、闇カジノ等で若年化が進んでいる。中学生や高校生が手を出せる環境になっている。やはり学校との連携が重要であろう。2025年には大阪万博もあり、IRの問題もある。子どもの教育は重要である。ギャンブル等依存症については、大学の退学率も高くなっており、おそらく70%以上だったと思う。そういったところに繋がるという意味でも、今後の大きな課題だと感じている。

〈滝口委員〉

依存に至ってしまった人を貶めるような形で教訓が植えつけられるのは、非常に危険である。スティグマ、恥意識、差別意識の温床になり、援助を求める妨げになる。子どもが健康的な環境で育つのが一番の予防だと思うが、虐待や貧困等の状況もある。そういった中で、いかに困った時に助けを求めればいいのか、いかに自分自身を大切にしていけるのかなど、自分自身に対する権利を教えることが狙いであってほしい。

〈野田座長〉

臨床の経験から、トラウマを抱えている人が多いと感じている。児童期の逆境体験の研究が進んでいるが、DV、虐待、ヤングケアラーなど、そういったものがあるとメンタルヘルスが悪くなり、依存症になりやすいということがある。教育は非常に難しく、「ダメ、絶対」「やると人間が破壊される」というような形で教えてしまうと、本当にしんどい子はむしろやってしまう。逆に魅力的だと捉えてしまったり、これで死ぬるのならば、或いはダメになれるのならばやろうと考えてしまったりすることもある。学校との連携を考える場合には、そういった教育の在り方も考えてもらいたい。

大麻は今後大変な問題になっていくと思われるが、依存に至っている人は少ない。保護観察所でプログラムを作っていくのも難しいことになると思う。依存に至っているのは、うつや発達障害、PTSD等でメディカル大麻のような形で使っているケースである。アメリカでは医療で使われてもいる。薬物の問題では、合法と非合法の境目が臨床的には分からなくなっている。処方薬や市販薬の問題も出てきている。若い子は市販薬を乱用していることがあり、トラウマの問題が背景にあることも多い。臨床現場では、「罰する」や「合法、違法」という視点ではない見方が必要であると思う。

〈ソウマ委員〉

喫煙率の高さ、若年層の喫煙もある。突っ張って、喫煙から入る。喫煙をすると「葉っぱ」に対する抵抗がなくなる、という流れもある。もう一歩前の段階での対応が必要である。

〈佐古委員〉

どう教育していくのかという問題は非常に難しいが、大事なことでもある。大学の学生相談に関わっていたが、オーバードーズやギャンブル等もあり、そういう人は学校から排除されていきがちであった。「おかしな人」ということになり、「支援が必要」という視点が欠落し、二重に傷ついていってしまう。輪からはみ出している人は、しんどい生活状況かもしれない。医療の視点も必要だが、生活そのものを見ていく教育が必要である。諸外国では、排除ではなく、自主的な支援グループ、大学生の自助グループがある場合もある。堺市でも取り組んでほしい。

飲酒運転の取組みもしている。堺市でも大きな事故があった。また、福岡でも大きなことがあってから、職員全員が研修を受けている。様々に研修は取り組まれているようだが、もっとシステムティックに、職員全員が受けるような試みも行う必要もある。全体の底上げ、地域に根差した取組みも、意識を高めていくことに繋がるのではないか。

〈綿野委員〉

処方薬の問題を、若年化の流れの中で強く感じている。始まりは親で、DVや虐待があることもあり、親に飲まされていたケースもあった。精神科に通っている親の薬を飲んでいたケースもあった。小さい頃から飲み、依存していき、自ら通院するようになってオーバードーズをする、ということもある。そういったことを避けられるよう、病院で処方する時に親に注意しておくようなことも必要ではないか。親の教育も必要である。

〈野田座長〉

子どもを守るという意味では、ゲーム障害も最近多い。コロナで増えたように感じる。また検討していければと思う。

(2) 堺市域版OACミニフォーラムについて

事務局から、資料4について説明があった。

【意見内容等】

〈野田委員〉

「ミニ」フォーラムということは、元になるイベントもあるのか。

〈事務局〉

元々は大阪府が主体となり、各エリアで「ミニ」フォーラムを開催していた経過がある。今後は堺市域版として開催するが、名称はそのまま引き継いだ。

〈伊東委員〉

いちよの会として、堺市に事務所がある司法書士と一緒に参加した。実務上の繋がりを作ることが目的とのことだが、薬物、アルコール、ギャンブル等と一緒にテーブルで話をするようになる。共通するところもあるし、共通しないところもある。実務上の繋がりを作るのであれば、カテゴリーごとに集まるようにしないと話がまとまらない面もあるのではないか。

〈佐古委員〉

実務上の繋がりに発展させるためには、そういったところからではないかと思う。その中から、例えば飲酒問題からギャンブル問題など、複合事例も出てくる。

東大阪ではアルコール関連問題会議が月1回、開催されている。東住吉でも概ね月1回、集まっている。尼崎でも、「飲酒と健康を考える会」という形で、色々な支援者が集まり、個人が特定されないような形ではあるが、共通した支援の困難さ等をテーマに話し合っている。その中で、支援力が向上したり、繋がりができたりしている。それはとてもエネルギーがいることで、個人情報の問題も難しい。依存症支援の特徴として、「離れていく人たち」をどう見守り続けられるか、関心を持ち続けられるか、というところがあり、包括的な視点が欠かせない。地域の支援力が高まってくる

と、病気のことがわかりやすくなっていく、というのは経験としてある。

〈野田座長〉

ケースカンファレンスのようなものをしながら支援力を上げたいが、個人情報のこともある。支援力を上げていくというのは大変でもある。

〈佐古委員〉

尼崎では、弁護士、医師、子どもの支援者、生活保護、行政など、70人くらい集まる。面白かったら来るのではないか。行政職員が熱心で、タイアップしながら企画している。断酒会も興味を持ってきている。弁護士も熱心である。行政といちごの会の共催で行っている。

(3) 次年度の予定等について

事務局から、資料3-1「今後の方針等（案）」について説明があった。

【意見内容等】

〈坂田委員〉

子どもたちへの啓発に関し、予防対策、教育が非常に重要である。次回に向け、ぜひ取り組んでもらいたい。

(4) 意見交換および各機関の取り組み状況について

以下のとおり意見交換、情報共有等が行われた。

【意見内容等】

〈綿野委員〉

子どもたちの教育に興味を持てた。マックとしてできることをしていきたい。何回か、学校に話に行ったこともある。子どもの頃からの教育で耳の片隅にでも残っていれば、依存に向かわないこともあるかもしれない。処方薬の問題も大きくなっているため、子どもたちを守りたい。少しでも苦しまないで済むようになればと思う。子どもたちに伝えていくため、できることがあれば声をかけてもらいたい。

〈高野委員〉

アルコール関連問題の臨床等で感じるのは、若年者で入院治療になると病棟でも孤立しがちで、従来から多く診てきた中高年との違いがある。生きづらさを抱えているようで、その辺りは他の依存にも関係していくのかもしれない。対策としては、従来からの啓発や関わりに加え、タイプを分けた支援を考えていく必要があると思う。

全国で強盗殺人事件が起こったが、関わった人にギャンブルの問題があり、借金のために闇バイトに手を染めたという情報が流れていた。刑罰だけの問題ではなく、なぜそこに至ったのか、どう解決していくのかというのが大きなテーマであろう。

〈小野委員〉

クリニックには依存症者がたくさん来るが、どの依存症でも「酔いを必要としない生き方を模索し続けること」を目指している。そういったことを身につけられる教育が、小中学校くらいから行われて

いけばと感じている。大人になってから身につけるのは大変で、権利教育等を組み込んでいくことが必要だと思っている。

大阪府の会議では、校医研修の話が出ていた。そういったところを活用することができれば良いと思う。

〈遠藤委員〉

地域での連携や知識の共有は、もっと細かい単位で行った方が良い。フォーラムのような単発ではなく、毎月とは言わないが、常設の連携会議が必要かもしれない。先進地域では、そのような形になっているようなので、見に行ってみてはどうか。それが支援力の強化等にも繋がる。

〈伊東委員〉

若者の啓発という話が出ていたが、司法書士会では「法律講座」という形で高校生へのアプローチを不定期で行っている。繋がりはあるので、担当している委員会に働きかけて何かできないかと考えている。

〈滝口委員〉

過度のギャンブルの結果として問題が起きるのは、健康上の問題であり、公衆衛生のアプローチがなされるべきである。どのように政府が対応していくかという点について、世界的な流れの転換期を迎えている。ギャンブルは健康上のリスクを伴うサービスであり、提供者側が、害が出ないように努力すべきという「保護義務」が課される方向に向かっている。各国が取り入れ始めており、保護義務を怠ると罰金が科されるところもある。オンラインであれば記録が残り、問題が補足しやすくなったので、それをチェックするのも保護義務の一つである。パチンコやパチスロでも、お得意様カードのようなものが使われているのであれば、同じである。危険という基準を人間が判断しにくいのであれば、AIを使えば簡単にサーチできる。なぜ黄色信号の時に話し合いを持たなかったのか、という形で保護義務違反を問う。特に、一人当たりのギャンブル支出が世界一だったオーストラリアは、あらかじめ限度額設定を義務化するなど、厳しい制限を取り入れつつある。タスマニアにも限度額設定があり、それを超える場合には資力証明が必要となる。

「自粛」という形で本人や家族に責任を丸投げしていたところから、変わりつつある。家族は対応の仕方は学んだ方が良いが、責任を取らないといけないわけではない。産業側に保護義務があり、保護義務が果たされて話し合われることをきっかけにして、生きづらさに対する支援に繋げるかもしれない。

保護義務違反という考え方は、援助を求めない本人らが悪い、家族の対応が悪いということからの大きな転換点である。タバコと同じような、世界的なガイドラインができればと思っている。

〈後藤委員〉

大麻事案の件数の増加等もあるが、事件になっていないケースも潜在的にあるものと思われる。少年の大麻に対する抵抗感も薄れているのではないかと心配がある。SNS等で情報流布しやすく、簡単に手に入るものもあると聞いており、法の規制だけに頼るもの難しくなっている印象がある。そんな中、子ども達自身に選択や判断を求めるのも難しく、教育の必要性は高いと感じている。だが一方で、回復を阻止する、依存症を排除するような教育は避けるべきであるし、もっ

とベーシックな次元で、良好な人間関係の構築に結び付く支援や教育を取り入れていく必要があると感じた。

〈坂田委員〉

自助グループに繋がるまでは、本当に大変だった。もっと早く正しい知識を持ちたかった。ギャンブル等依存症は財産を潰し、家族も無茶苦茶になる。対応さえ学んでおけば、被害は最小限に抑えられる。家族は本人を手放すことが重要である。本人が依存症から回復したいと思わない限り、なかなか進まない。待つしか選択肢はないので、学びながら取り組んでいきたい。

子どもたちへの予防教育が重要になってくる。行政に取り組みが重要である。

〈佐古委員〉

トラウマを抱えている人たちが多く、ということが調査でも明らかになっている。女性の性暴力被害の現実も顕在化した。トラウマの視点に立った支援が重要であり、若者の自殺という社会問題とも関係していると思う。

回復施設の立場から言えば、医療機関や自助グループと違い、まだまだ社会資源として知られていない。社会資源があるということをもっと周知してもらいたい。

〈ソウマ委員〉

ギャンブルに対するプログラムを、すべてにあてはめることは難しい。発達障害やクロスアディクションの方もグループに来れば迎え入れるが、すべてを受け入れるだけの力はグループにはない。二つのものを見分ける賢さを持って、家族も含めて回復の道を歩いてくれたらと思う。ミーティング会場は安全な場所であり、本当のことを話せるのが自助グループである。

〈西谷委員〉

刑事事件に特化した弁護士だが、民事に携わる弁護士にもこういった場に来てもらえるように働きかけたい。

事件に携わっていると、背景に何らかの依存症や生きづらさがあるケースはある。繰り返してしまう薬物、摂食障害、背景にADHDがありそうな高齢の窃盗、しんどさをアルコールで和らげる中でのわいせつ行為等もある。これを司法の場で対処するのは大変である。司法は「紛争解決の最後の砦」として、白黒つける場であるため、共感的な場ではない。「これ以上は後ろがないから、ここで終わらせてください」というものである。そういった中で、「何とか支援を」と訴えていくわけだが、手数と時間を費やすものの成果は少ない、ということになってしまう。そうならないように、教育が必要である。司法の場へ一定数が来てしまうのは分かるが、大量に来ると対応できず、刑務所に行ってもらっただけになってしまう。そうならないような教育が必要である。弁護士はこういったことを、国選弁護ではとても低いお金で行わねばならず、非常に苦しい。民事であっても、法テラスの費用が非常に少ない。弁護士にも限界が来つつあり、地方では、国選弁護や法テラス事件を避ける動きも出始めたと聞く。司法に大量に来ないような健全な状態にしていければと考えている。

〈野田座長〉

子どもに対する教育の問題や、トラウマの問題も出た。これは教育だけでは済まない。脆弱な家庭をいかに支援していくか、という大きな課題でもある。次年度の取組みに、ぜひ取り入れても

らいたい。

以上